

役員等の報酬等の支給の基準規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人手をつなぐ福祉会（以下「法人」という。）の役員等の報酬等について定めたものである。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- 2 常勤理事とは、この法人を主たる勤務場所とし、1週4日以上法人業務を遂行する理事をいう。
- 3 報酬等とは、報酬、手当、その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金、特別慰労金をいい、名称の如何を問わず費用とは明確に区分されるものとする。
- 4 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の総額)

第3条 評議員の報酬の各年度の総額は定款で定めた額とし、他の役員等の報酬の各年度の総額は評議員会で定めた別表1の額とする。

(報酬等の支給)

第4条 勤務の実態に応じ、評議員に対しては定款で定めた総額の範囲内で、他の役員等に対しては評議員会で定めた総額の範囲内で報酬を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務する役員等には支給しない。

- 2 役員等の退任にあたっては在任期間に応じて退任慰労金を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務する役員等には支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第5条 報酬の額の算定方法は別表2、退任慰労金、特別慰労金の算定方法は別表3のとおりとする。

(報酬等の支払い方法)

第6条 常勤理事に対する報酬の支給日、支給方法、並びに報酬より控除する額等、支給に関する詳細は職員の給与規程に準ずる。

- 2 評議員及び役員（常勤理事を除く。）に対する報酬は、職務にあたった都度支払うものとし、退任慰労金は退任後2か月以内に支払うものとする。
- 3 支払いは現金若しくは本人（遺族）の指定する金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 4 報酬等は、法令の定める控除すべき金額を控除して支払うものとする。

(通勤費、旅費等の費用)

第7条 通勤費、旅費等の費用は、その実態に応じて職員の給与規程及び旅費規程に基づき支給する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めることができるものとする。

付則

- 1 この規程は、平成29年6月19日から施行し、役員等の報酬・費用弁償規程は廃止する。
- 2 この規程は、令和4年3月28日評議員会承認、同年4月1日施行する。
- 3 この規程は、令和6年6月17日評議員会承認、同年6月17日施行する。

別表1

各年度の報酬の総額は次のとおりとする。

評議員	300,000円（定款の定めによる。）
理事	10,000,000円
監事	700,000円
評議員選任・解任委員	100,000円

別表2

1 報酬

(1) 職務執行の都度、一人一律次の額とする。

また、源泉徴収する所得税等の税率が変更になった場合には、その税額を差し引いた金額が千円単位程度となるように報酬額を変更できるものとする。

評議員、理事（常勤理事を除く。）、監事	6,680円
監事監査業務 1回（1日）	12,640円
評議員選任・解任委員	6,680円

(2) 常勤理事の報酬額は、次のとおりとし、職務実態が変更した場合は評議員会において報酬額の変更を決定するものとする。 月額350,000円

2 賞与

常勤理事に対して6月と12月に報酬月額 of 2カ月分相当額の賞与を支給する。また、報酬月額は支給月の前月の額とし、就任、退任で支給月前の勤務期間が6カ月未満の場合は案分して支給する。

別表3

1 退任慰労金の額は、次の基準に在任期間の年数を乗じた額とし、30万円を上限とする。また、在任期間の計算においては、暦年の1カ月を1カ月として算定し、就任・退任日が月の途中の場合は1カ月とし、6カ月以上を1年として算定して支給する。また、算定は規程の施行日(平成29年6月19日)からとする。

評議員	在任期間1年につき	5,000円
常勤理事	在任期間1年につき	20,000円
理事（常勤理事を除く。）・監事	在任期間1年につき	10,000円
評議員選任・解任委員	在任期間1年につき	3,000円

2 特別慰労金は、理事長として10年以上在任期間があり、特に貢献が顕著であった者に対して、退任時に支給するものとし、支給の可否及び支給額については理事会において決定する。